

## 西海市発注工事における新制度等説明会時のQ&A

Q 1 週休2日工事について、今後対象となる工事金額を下げっていく計画はありますか。

A 1 現在のところ予定はありませんが、今後、社会情勢や実施状況を踏まえ検討していきたいと考えています。

Q 2 余裕期間を設定した工事について、余裕期間内に現場に搬入しない資材等の準備はできますか。

A 2 余裕期間内に、現場に搬入しない資材等の準備はできます。  
(「余裕期間制度に係るQ&A」Q6参照)

Q 3 余裕期間を設定した工事について、契約後40日以内に工事に着手する必要はないのでしょうか。

A 3 余裕期間を設定した工事では、工事の始期日以降40日以内に工事に着手する必要があります。

Q 4 余裕期間を設定した工事について、余裕期間内に資材の準備等ができるとのことですが、材料承認が必要なものは準備できないのでしょうか。

A 4 お見込みのとおり。材料承認が必要な資材は準備できません。仮設材や材料承認が不要な資材などの調達が可能です。

Q 5 余裕期間を設定した工事について、入札執行通知があった工事の余裕期間内に、既に受注している他の工事が完了する予定である場合、当該既受注工事の技術者等を配置する予定として応札することはできますか。

A 5 応札できます。余裕期間を設定することにより技術者及び施工体制の計画的な確保を促進することが余裕期間制度の趣旨であるため、積極적으로ご活用ください。

Q 6 同一建物での分離発注の場合、週休2日工事及び余裕期間制度の適用はどうか。

A 6 週休2日工事については、契約単位で適用・実施することになりますが、工事受注者間での連携が必要となります。余裕期間制度については、基本的には、発注者指定方式での発注になると考えています。

## 西海市発注工事における新制度等説明会時のQ & A

Q 7 主任技術者等の取り扱いについて、主任技術者（監理技術者）の恒常的な雇用関係において、3ヶ月以上の雇用関係が必要ですか。

A 7 3ヶ月以上の雇用関係が必要となるのは、元請の専任の主任技術者（監理技術者）の場合又は「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」が4,000万円未満の工事の主任技術者若しくは現場代理人を兼務する場合があります。なお、非専任の場合であっても、恒常的な雇用関係は必要です。

Q 8 説明会資料について、(案)となっているが、正式版の内容はどうなりますか。また、いつ頃確認できるようになりますか。

A 8 文章表現の言い回しが変わるかもしれませんが、大まかな考え方は変わりません。正式版は運用前に市ウェブサイト等で示す予定です。

Q 9 電子入札について、今後の電子入札実施に向けてのスケジュールはどうなっていますか。

A 9 電子入札の実施については、電子入札システムで実施可能な条件と本市で現在執行している入札の条件を踏まえ、実施方法について検討しているところです。令和5年度中に実施できるように検討を進めていきたいと考えています。

Q10 非専任の主任技術者が他の非専任の主任技術者を兼務する場合、兼務承諾書を提出する必要がありますか。

A10 非専任の主任技術者が他の非専任の主任技術者を兼務する場合は、兼務の承諾を必要としないため、兼務承諾協議書を提出する必要はありません。なお、非専任の主任技術者が他の工事の現場代理人又は専任の主任技術者（監理技術者）を兼務する場合は承諾が必要であるため、兼務承諾協議書を提出してください。